

# 八戸市立根城小学校いじめ防止基本方針

## はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を作るために「八戸市立根城小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を示す。

- いじめを許さない、見過ごさない雰囲気を作る。
- 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- 児童と児童、児童と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築くことに努める。
- いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決する。
- いじめ問題について保護者・地域そして関係機関との連携を深める。

## 1 「いじめ」とは（「いじめ防止対策推進法」第2条を参照して）

(1) 「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているものを指す。

具体的ないじめの態様

- ①冷やかしかからかい、悪口脅し文句、嫌なことを言われる。
- ②仲間外れ、集団による無視。
- ③軽くぶつかられる、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする。
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり蹴られたりする。
- ⑤金品をたかられる。
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと危険なことをされたりさせられたりする。
- ⑧パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる等。

(2) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが解消している状態とは、次の2つの条件が満たされているものをいう。

条件の1つは、「被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）がやんでいる状態が相当の期間継続していること。（※相当の期間については3か月を目安）」

もう1つの条件は、「被害者が心身の苦痛を受けていないこと」。

※被害者本人や保護者への面談などで心身の苦痛を感じていないかどうか確認する。

※いじめが解消している状態に至ったあとも日常的に注意深く観察する。

## 2 いじめを未然に防止するために

(1) 学級担任等

～いじめに向かわない態度・能力の育成、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために～

- ①児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ②わかる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ③思いやりの心や児童一人一人がかけがえのない存在であるといった命の大切さを道徳の時間や学級指導の指導を通して育む。
- ④「いじめは決して許されないこと」という認識を児童がもつよう全教育活動を通じ指導する。
- ⑤見て見ないふりをするのは「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら、先生・保護者や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切を指導する。  
その際、知らせることは決して悪いことではないことも合わせて指導する。
- ⑥情報モラルを身につけさせるための、各教科、道徳の授業で情報モラルに関する内容を扱い、インターネット上のいじめ防止に取り組む。
- ⑦児童とともに、いじめ防止に取り組む観点から、学級活動等でいじめ防止について話し合う場を設ける。

(2) 生徒指導担当教員・養護教諭

- ①いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ職員間の共通理解を図る。
- ②日頃から関係機関を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む。
- ③全校朝会や親子学習会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。
- ④児童の置かれている様子を知るため、アンケート調査を一年に5回（5月7月9月11月2月）行う。

### (3) 管理職

- ①全校集会などで日常的にいじめの問題に触れ「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気学校全体に醸成する。
- ②学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などに計画的に取り組む。
- ③児童が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける。
- ④いじめの問題に児童自らが主体的に参加する取組を推進する。(児童会、リトルJPなど)

### (4) 保護者・地域

- ①児童が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談する。
- ②「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを理解し、参観日、地域学校連携協議会、地域会合等で話題にする。

## 3 「いじめ」の早期発見・早期対応について

### (1) 学級担任等

- ①日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ②児童との教育相談(6月、10月)や保護者との個人面談(夏季休業中)を活用する。
- ③アンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活の悩みの把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。(アンケート実施 年4回)
- ④児童の様子を担当をはじめ多くの教員で見守り、気づいたことを共有する場を設ける。

### (2) 生徒指導担当教員・養護教諭

- ①定期的なアンケート調査や教育相談を計画的に行う。
- ②保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口について周知する。
- ③休み時間や昼休みの校内巡視、放課後の校区内巡回等において、子どもが生活する場の異常の有無を確認する。

### (3) 管理職

- ①職員会議等全教職員で問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報交換、及び共通行動について話し合う。
- ②児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制をつくる。
- ③学校評価においては、いじめの有無や多寡のみを評価するのではなく、日常の児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の適切な情報共有や組織的な対応等も評価していく。

## 4 解決に向けた対応について(校内体制)

### (1) 学級担任、生徒指導担当教員、養護教諭等

- ①いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。(暴力を伴う場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける。)
- ②児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ③発見・通報を受けた場合は、速やかに関係児童から聞き取るなどして、正確な事態把握を行う。
- ④その際、他の児童の目に触れないように、聞き取りの場所や時間等に慎重な配慮を行う。
- ⑤いじめた児童が複数いる場合は、同時刻に且つ個別に聞き取りを行う。
- ⑥教職員、児童、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を集める。
- ⑦得られた情報は確実に記録に残す。
- ⑧一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する。特に、いじめを行った児童に対する成長支援の観点から、いじめを行った児童が抱える問題を解決するための具体的な対応策を協議し、実施していく。

### (2) いじめ防止対策委員会

- ①校務分掌に「いじめ防止対策委員会」を位置づける。構成は、校長、教頭、生徒指導主任、学年主任、関係学級担任、養護教諭とし、校長が招集する。
- ②役割として、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止の啓発等に関することを行う。
- ③いじめの相談があった場合には、当該学年主任、担任を加え、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応等について協議を行う。また、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部専門家とも連携し、問題の解決に当たる。なお、いじめに関する情報については、個人情報の取り扱いに配慮しながら、教職員が共有するようにする。
- ④学校評価において、年度毎の取組について、児童、保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、その結果を公表し、次年度の取組の改善に生かす。

### (3) 保護者との連携

- ①家庭訪問(加害、被害ともまた、学級担任を中心に複数人数で対応)等により、迅速に事実関係を伝えるときともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

- ②いじめられた児童を徹底して守ることや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。
- ③事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供する。

## 5 重大事態への対応について

### (1) 重大事態とは

- ①児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある。
  - ・児童が自殺を企図した場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合
  - ・身体に重大な障害を負った場合
  - ・高額の商品を奪い取られた場合
- ②児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている。
  - ・年間の欠席が30日程度以上の場合
  - ・連続した欠席の場合は、状況により判断

### (2) 教育委員会をはじめ関係機関との連携

- ①いじめの事実を確認した場合の八戸市教育委員会への報告、重大事態発生時の対応等については、法に即して、八戸市教育委員会に指導・助言を求めて学校として組織的に動く。
- ②地域全体で、「いじめは絶対に許されない」という認識を広めることが大切であるということから、PTAや地域の会合等で、いじめ問題など健全育成についての話し合いを勧めることを願います。

平成26年 2月  
平成27年 2月改訂  
平成29年 4月改訂  
平成30年 4月改訂

# 八戸市立根城小学校いじめ防止年間指導計画

|     | 職員会議等<br>主任会(月1回)                                             | 未然防止に<br>向けた取組                     | 早期発見に<br>向けた取組                                            |
|-----|---------------------------------------------------------------|------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 4月  | いじめ対策に係る共通理解<br>・基本方針・指導計画確認<br>・参観日等による保護者向け啓発<br>・参観日、PTA総会 | 授業づくり<br>学級・学年づくり<br>信頼関係づくり       | 学級内での日々の観察<br>部活動、委員会・クラブ等<br>での観察<br>職員会議等での教職員の<br>情報交換 |
| 5月  | 教職員研修による児童理解<br>・各学級の配慮を要する児童<br>・特別支援学級児童                    | 児童会「かわばの集会」<br>異年齢集団活動             | 悩みアンケート(1)                                                |
| 6月  |                                                               | 教育相談日(1)                           |                                                           |
| 7月  | 参観日                                                           | リトルジャンプ集会<br>児童会「みどりの集会」           | 学級懇談<br>保護者個人面談<br>悩みアンケート(2)                             |
| 8月  | 小中JSの情報交換                                                     | 八戸市いじめ問題対話<br>集会参加児童の報告            | 学年内での情報交換                                                 |
| 9月  | 参観日                                                           |                                    | 悩みアンケート(3)                                                |
| 10月 |                                                               | 教育相談日(2)                           |                                                           |
| 11月 | 学校評価                                                          | 児童会「みのりの集会」                        | 悩みアンケート(4)                                                |
| 12月 | 参観日<br>親子学習会                                                  | リトルジャンプ集会<br>情報モラル出前講座<br>命の授業出前講座 | 学級・学年懇談                                                   |
| 1月  |                                                               |                                    | 新入学児童情報収集                                                 |
| 2月  | 参観日<br>いじめ防止対策委員会<br>・本年度のまとめ<br>・来年度の課題検討                    | 児童会「かがやきの集会」<br>根城中校長出前講座          | 学級・学年懇談<br>悩みアンケート(5)<br>児童の人間関係に配慮した<br>学級編成             |
| 3月  | 進学学年への引継ぎ情報の確認                                                |                                    |                                                           |

※参観日には、学年で必ず1回は道徳の授業を公開する。

※根城地区保護司会から、いじめに関する道徳授業(4年生)を行っていただく。

※主任会、職員会議、あるいは教員からの相談により、いじめ防止対策委員会を校長が招集する。